

平成19年度 集落協定の実施状況

(上)は平成18年度

町名	集落協定数	協定参加農業者数	交付金(千円)	交付対象面積 (ha)		
				田	畑	計
東多久町	(5)	(56)	(2,973)	(5)	(27)	(32)
	5	61	3,365	7	26	33
南多久町	(11)	(177)	(14,721)	(84)	(26)	(110)
	11	176	14,722	84	26	110
多久町	(3)	(34)	(1,911)	(22)	(0)	(22)
	3	39	1,918	22	0	22
西多久町	(16)	(252)	(21,704)	(130)	(42)	(172)
	16	257	21,940	130	44	174
北多久町	(8)	(147)	(11,451)	(79)	(34)	(113)
	8	143	11,767	80	35	115
合計	(43)	(666)	(52,760)	(320)	(129)	(449)
	43	676	53,712	323	131	454

○中山間地域等直接支払制度

田や畑などで傾斜がある地域については、耕作放棄地の増加により、農地の多面的機能（水源のかん養、景観の形成など）の低下が懸念されます。この交付金を集落に直接交付することにより、農業生産活動を通じて、耕作放棄地の増加防止はもとより、将来にわたり農地が保全されるように、自律的で継続的な農業生産体制整備に向けた取り組み等を推進することを目的としています。

中山間地域等直接支払制度は、中山間地域の農業生産を維持し、農地などが持つ多面的な機能を確保するために、平成12年度から実施されています。多久市においても多くの集落で協定を締結し、その交付金を活用しながら集落の活性化が図られています。

■問い合わせ

農林課 農政係 ☎ 75 | 4 8 2 5

申し込みは、6月30日(月)まで

集落等で、この制度の新規加入や面積の追加要望等がありましたら、ご連絡ください。

中山間地域等直接支払制度新規加入・面積追加要望受付中

平成20年度 狩猟免許試験実施予定

第1回	日時 7月10日(木) 8時30分～17時 試験会場 相知町文化交流センター(相知町) 試験区分 網猟、わな猟、第一種・第二種銃猟 申込期限 6月26日(木) 狩友会多久支部での受付期限 6月20日(金)
第2回	日時 7月16日(水) 8時30分～17時 試験会場 佐賀県射撃研修センター(大和町) 試験区分 網猟、わな猟、第一種・第二種銃猟 申込期限 7月2日(水) 狩友会多久支部での受付期限 6月27日(金)
第3回	日時 8月3日(日) 8時30分～17時 試験会場 佐賀県射撃研修センター(大和町) 試験区分 網猟、わな猟、第一種・第二種銃猟 申込期限 7月18日(金) 狩友会多久支部での受付期限 7月16日(水)
第4回	日時 2月1日(日) 10時～17時 試験会場 佐賀県射撃研修センター(大和町) 試験区分 ※わな猟 申込期限 1月16日(金) 狩友会多久支部での受付期限 1月14日(水)

※第4回目の試験は、わな猟のみ実施されます

狩猟免許試験の年間予定は左表のとおりです。  
午前中に知識試験が実施され、その試験に合格した方には、午後から適正試験および技能試験が行われます。  
試験前には佐賀県狩友会主催の予備講習も予定されています。ご希望の方は事前におたずねください。

■問い合わせ

佐賀県生産振興部 生産者支援課 ☎ 25 | 7 1 1 3  
佐賀県狩友会 多久支部 ☎ 74 | 2 9 1 0



平成20年度 狩猟免許試験のお知らせ